

介護サービスを利用されている皆さんへ
8月から

介護保険制度が変わります

一定以上の所得がある65歳以上のかたは利用者負担が2割に

介護サービスを利用した場合の利用者負担は原則1割ですが、①65歳以上で②市民税が課税されており、③「一定以上の所得があるかた」は、負担割合が2割になります。

7月中に、要介護(支援認定を受けているかた全員に負担割合(1割または2割)を記載した「負担割合証」を送付します。介護サービス利用時に被保険者証と一緒に提示してください。

一定以上の所得があるかた

○収入が年金のみで、年収280万円以上のかた

○年金以外にも収入があつて、合計所得金額が160万円以上のかた
※同一世帯内の65歳以上のかたの所得が低い場合、1割負担となる場合があります。

高額介護サービス費の利用者負担限度額が一部引き上げに

高額介護サービス費は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が一定額を超えると支給されます。次のかた

お問い合わせ
長寿課介護保険係
☎43-7055

は自己負担の上限額が引き上げられます。

対象 同一世帯内に、医療保険制度での現役並み所得者(65歳以上)で課税所得145万円以上に相当するかたがいる場合
上限額 4万4400円に引き上げ
(現行3万7200円)

※世帯人数や収入によっては、申請すると上限額が3万7200円になります。詳しくはお問い合わせください。

低所得のかたの食費・居住費における負担軽減の基準が変更

介護保険施設やショートステイを利用する際、食費と居住費は原則利用者負担ですが、低所得のかたは申請によって費用の負担軽減を行っています。軽減の対象となるかたは、世帯全員が市民税を課税されていない世帯のかたですが、更に預貯金等の金額などが条件として追加されます。

負担軽減の対象外となるかた

○預貯金などが一定額(単身1000万円、夫婦2000万円)を超えているかた

○同一世帯・別世帯に関わらず、配偶者が市民税を課税されているかた

保険課からのお知らせ

国民年金保険料の免除・猶予が受けられます

国民年金保険料を納めるのが経済的に困難な場合、保険料の免除や猶予を受けることができます。

○免除(全額免除・一部免除)

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合

○若年者納付猶予

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

○学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

注意

・申請書は年度ごとに提出が必要です(1年度:7月~翌年6月)。

・審査は、免除・猶予を申請する年度の前年所得に基づいて行います。

・平成25年6月分の申請は、平成27年7月31日まで受け付けます。

持ち物

・申請者本人の印鑑

・年金手帳または保険料の納付書

・退職や失業などのかた「離職票

か雇用保険受給資格者証の写し

・「学生納付特例希望のかた」在学証明書または学生証の写し

・「代理人による手続き」代理人の印鑑・本人確認ができるもの

対象

平成25年6月~28年6月分の国民年金保険料

申請

保険課年金係 ☎43-7043

比内総合支所民生生活係 ☎43-7094

田代総合支所民生生活係 ☎43-7099

福祉医療費受給者証を更新します

福祉医療費受給者証(一部を除く)は7月末で有効期限が切れます。

○「乳幼児及び小学生」「ひとり親家庭の児童」「重度心身・高齢身体障害者」の受給者証をお持ちで所得などの条件に該当するかた

自動更新となります。8月1日(土)から有効の受給者証を、7月下旬に郵送します。

○身障・療育手帳の再判定日の末日が有効期限となっているかた

自動更新はされません。新しい手帳が交付されたときに、改めて受給者証の交付申請が必要になります。

○受給者証がないかた

交付の対象と思われる場合は、申請してください。詳細は市ホームページでもご覧いただけます。

申請 福祉課医療給付係 ☎43-7046